

お取引様 各位

アサクリン™製品に関する、米国 PFAS データ報告規則について

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。米国有害物質規制法（以下：TSCA）に基づく法改正に伴い、弊社アサクリン™製品の一部について法対応が要求されることになりましたので、参考情報をご連絡申し上げます。

敬具

1. 改正発効された規則

米国 TSCA 第 8 条、情報の報告及び保存(a)報告における(7)PFAS^{*1} データに基づき、連邦官報(88 FR 70516)で公布した 40 CFR Part 705:Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances^{*2}（以下：PFAS データ報告規則）

2. 報告対象物質

§ 705.3のPFASの定義と一致する全てのPFASで、化学物質および化学物質を含有する混合物（成形品を含む）

3. 報告対象者

§ 705.10 に定義される条件を満たす全ての米国内の製造者、および輸入者

（2011年1月1日から2022年12月31日までのいずれかの期間においてPFASを製造または輸入した者）
弊社の米国販社（旭化成プラスチックスノースアメリカ：APNA）の輸入分についてはAPNAが報告いたしますので、APNAより弊社製品を購入しているお客様の対応は不要です。

4. 報告時期

2025年7月11日から2026年1月11日までの期間に、1回限り報告（2024年9月5日付連邦官報89 FR 72336^{*3}にて報告時期が変更されていますのでご注意ください）。

5. 対象製品

対象期間中にアサクリン™製品の米国輸出実績がある場合、担当営業までグレード名をご連絡ください。PFAS含有の有無と、含有ありの場合は製品のPFAS含有量をご回答します。

本通知の内容は精査しておりますが、この内容について保証するものではありません。参考情報としてご利用いただき、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し各社の判断で実施ください。

^{*1} PFAS：ペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質（Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances）

^{*2} <https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-R/part-705>

^{*3} <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-09-05/pdf/2024-19931.pdf>